

池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の返還に関する要請書

春分の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本協議会につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、逗子市では、1954 年(昭和 29 年)以来、池子接收地の全面返還を達成するため、市・市議会・市民の三者が一体となって返還運動を展開してまいりました。

本協議会も、池子接收地の全面返還を達成し、市民運動公園及び自然公園等の実現を図るべく、市民の総力を結集して活動してまいりました。

1996 年(平成 8 年)の米軍家族住宅入居開始から 27 年が経過し、現在では市民との交流も見られておりますが、このような中にありましても、市民は一貫して、かつて人々の生活が営まれていた土地であり、また、かけがえのない貴重な自然の宝庫である池子の森の返還を求めているところです。

この池子の森は、2014 年(平成 26 年)から西側運動施設を含む一部土地約 40 ヘクタールについて、市に返還されるまでの間、米軍と共同使用を行うことになり、市民の長年の願いであった西側運動施設を含む池子の森自然公園として市民の利用が始まり、大きな前進を遂げました。

そして、2022 年(令和4年)には、逗葉地域医療センター等の複合施設進入路部分の返還が合意され、逗子市にとって長年に亘って待ち望んでいた喜ばしい出来事となりました。

しかしながら、本市及び本協議会の最終目標は、池子接收地の全面返還です。

返還に向けて、また、米軍施設が所在することによる地元負担を軽減し、国・米軍ともに良い関係を継続できますよう、次の事項について要請いたします。

1.2022 年(令和4年)12 月の日米合同委員会で合意された逗葉地域医療保健センター等の複合施設進入路について、早急に返還されるよう事務手続きを進めること。

また、この返還が、40 ヘクタールの早期返還、そして池子接收地の全面返還への確実な道筋となること。

2.本協議会では旧軍港市転換法の本市適用に向けて要請を続けてきたが、困難であるとの見解が示されていることから、返還が実現する暁には、国有財産法に基づき返還国有地の処分がなされる場合であっても、これまでの基地負担等を踏まえ、無償による譲渡等の措置を講ずること。

3.現在の共同使用という状況においては、予約を含めた施設の利用などにあたり米軍が優先されるなど制約も存在していることから、市民にとってこれまで以上に利用しやすい施設となるよう改善すること。

4.池子の森自然公園の運動施設の維持管理については市が行っているが、米軍の施設利用は今後も継続していくことから、大規模改修・修繕については、必要な時期又は返還の際に国が実施すること。

5.2018 年(平成 30 年)11 月に日米合同委員会において合意された、池子住宅地区及び海軍補助施設の逗子市域における生活支援施設等の整備計画については、施設整備が返還の遅延をもたらさないようにするとともに、本協議会に対して適時適切に情報提供をすること。

6.市内の幹線道路では慢性的な交通渋滞が発生しているが、池子住宅地区関係車両がその一因になっている状況も見られる。特に県道 24 号横須賀逗子線については、朝夕を中心に渋滞が発生していることから、池子住宅地区関係者に対して、公共交通機関の利用を推奨すること。

7.交通事故については、幹線道路に限らず、狭い生活道路においても、池子住宅地区の関係車両により発生していることから、安全運転や交通ルールの遵守とともに、生活道路の通行は極力控えるよう、指導を徹底すること。

8.夏期の逗子海水浴場については、2022 年(令和 4 年)7月に米軍人による傷害事件が発生し、未だ解決に至っていない。このような事件が二度と起こらないよう、海水浴場利用ルールや飲酒マナーの周知や教育指導を徹底されるまでの間、米軍関係者の来場を自粛させること。

9.池子住宅地区外に居住する米軍関係者に対しては、ごみ出しや騒音等、生活マナーに関するルール指導を徹底すること。

本協議会といたしましては、池子接收地の返還の早期実現につきまして、改めて特段のご配慮を賜りたく要請いたします。

2024 年(令和6年)3月 21 日

南関東防衛局長 末 富 理 栄 様

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
会 長 菊 池 俊 一